

## 選択科目

### (1) どれだけやるかの分析

選択科目は誰も素人	中には、税理士等のプロがいるかも	トップ成績は難しい
あまり勉強時間していない	勉強量でなんとかなる	時間投資効率は良い
問題が易しい	範囲が広い	典型問題はみんな出来るが、非典型問題はみんな出来ない
配点 100 点で、他科目と同等	他科目同様、上位と下位の点数差は大きくない	上位 20%と 80% 租税法で 56 点-37 点=19 点に対して、公法では 110 点-76 点=34 点÷2=17 点

### (2) 基本方針

トップは目指さない = きりが無いから

基本的論点を確実に書けるようにする = **論点ブロックを効率良く作成する**

時間はあまりかけない

目標設定 = 55 点 ~ 60 点 (過去問+模試の実績から)

絶対 50 点は切らないように (基本的論点は確実に幅広く)

具体的には

**出来るだけ簡単なトピック的読み物で、論点抽出力を付ける**

出来るだけ簡単な条文解説で、条文発見能力を付ける

難しい論点が出てきたら、誰も出来ないと思って、切り捨てる

**論点ブロック作成は、百選をスキャナーで取り込み論点ブロック化 = 所得税まで**

**条文発見は、出来て当たり前(50 点とるには必須) = 条文を読む(カセットテープ)**

私の失敗

多分、第1問は◎、第2問が×。第1問は30点以上、第2問は20点以下のバランスか。  
原因 法人税課税と法人の会計処理の相違という点に、ひっぱられ、会計学の問題に近い論述に終始して、寄付金にあたるかの法人税法上の要件の定立を全くしていなかった。  
これは、知っている論点にこだわってしまい、聞かれている論点・趣旨を見損なったことによる。

#### 1. 出題の趣旨

[第1問]

設問1は、相続人がいわゆる代償分割により相続財産を単独取得し当該財産を後に譲渡した場合における所得税の課税関係を、**取得費の取扱い**に関して問うものである。所得税法第60条第1項第1号の規定に関する基本的な理解を問うとともに、代償分割に関する民法上の法律構成を所得税の課税関係の法律構成にいかに関与させるかを試している。あわせて、**譲渡所得課税の趣旨**をも勘案して、**所得税法第33条第3項及び第38条第1項に規定する取得費に関する解釈論**を展開する能力並びにその解釈の結果を具体的な事案における取得費該当性の判断に応用する能力

を試すものである。

設問2は、駐車場経営から生ずる所得に関する所得分類を踏まえた上で、駐車場用地の取得に伴い支払った登録免許税等の相続登記費用について、これを上記の取得費として取り扱うべきか又は所得税法第37条第1項に規定する必要経費として取り扱うべきかを問うものである。

〔第2問〕

設問1は、法人税法の課税標準の計算構造に関する基礎的な理解を前提として、法人が債権放棄を行い、放棄した債権額につき貸倒損失として経理処理を行った場合の課税関係を問うものである。法人税法第22条第3項に規定する損失として損金に算入できる貸倒れの要件についての理解と、本問に現れた具体的事実を前提として貸倒損失と認められるか否かを論じる能力を試すとともに、債権の放棄が法人税法第37条に規定する寄附金に当たるか否かを検討する能力を試している。

設問2は、小問(1)の問題文に示された見解について、「収入金額」ないし「所得」といった所得税法の基礎的な概念を踏まえつつ、その根拠付けを論理的に展開し、具体的事案に当てはめる能力を試している。

### (3) 事前準備

論点ブロックを作成しておくべき。

- ・ 市販本等で、論点ブロックに即、活用できるものはない。
- ・ 出来る限り、既存の参考書を有効活用する。お勧めは
  - 判例百選
  - 租税法演習ノート
  - 金子租税法
- ・ 基本書は、やはり、金子租税法。試験範囲での著述は決して多くない。しかし、本自体のボリュームがあるから、必要部分だけ、色分けして気休め。読み物的に活用する。税務大学の教材も活用可能。
- ・ トピック別では、論点ノートが基本。もともと、一般人向けの安直本も多数販売されているから、それらを活用して論点を鮮明に把握する。例えば、「図解所得税がよくわかる本」、「よくわかる所得税」、「税理士春香の事件簿」等。法律用語辞典でも整理できる。
- ・ 条文抽出には、「電車で覚える税理士 所得税法」等。直前は、すぐ読める本を手許におく。「所得税法の解説」
- ・ 余裕があれば、「事例から学ぶ税法」

### (4) 判例

- ・ 基本的には、判例百選で十分
  - ・ DBを活用すれば、多く手に入る。
    - 判例タイムズ 関連法規を、所得税、法人税で検索
    - 最高裁判例 平成17年から直近まで検索した。多くないから、どんなものが多く出されているか目を通しておくべき(TKC)
    - 国税不服審判所 公表採決事例集 インターネットホームページからダウンロードする
- ・・・実際は、あまり見なかった。